〇〇市区町村会長

2024年〇月〇日

　　〇　〇　〇　〇　様

自治労〇〇県本部

執行委員長　〇　〇　〇　〇

ジェンダー平等社会の実現を求める要請書

　日頃から住民生活の向上にむけ、精力的に取り組まれている貴職に敬意を表します。

さて、男女共同参画社会基本法に基づく「第５次男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の形成にむけた取り組みが推進されています。また、市町村においても、国および都道府県の男女共同参画計画を基本に、計画策定など法律に基づく取り組みや、男女平等の推進に関する施策が進められています。連合は６月を「男女平等月間」としており、自治労も職場・地域におけるジェンダー平等社会の実現をめざして様々な取り組みを進めています。

2023年６月に閣議決定・公表された「男女共同参画白書」では、女性の８割以上、男性の７～８割が、女性に家事・育児等が集中していることが、職業生活において女性の活躍が進まない理由と考えています。2023年６月に発表された「ジェンダーギャップ指数」では、日本は146ヵ国中125位となっており、先進国の中では依然として最低水準にあり、さらなるジェンダー平等の推進が求められています。

　つきましては、本要請の主旨をご理解いただき、ジェンダー平等社会の実現にむけて、積極的な対応がはかられるよう、下記事項について特段の尽力を要請します。

記

１．「第５次男女共同参画基本計画」の推進

　　「第５次男女共同参画基本計画」を踏まえて、現在の基本計画及び数値目標や工程表を見直し、達成状況について定期的なフォローアップを行うこと。

２．男女平等参画に関する条例・計画について

　（１）男女平等参画に関する条例および計画をすべての市区町村で策定すること。

　（２）男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、各市区町村における男女平等参画に関する施策の進捗状況について把握し、条例・計画の実効性を検証するとともに、その結果に関する情報提供など必要な措置を講じること。

３．働きがいのある職場環境の整備

　（１）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「市町村推進計画」を策定すること。すでに策定されている自治体では、「推進計画」を確実に実行するよう進捗状況を公表するとともに、その結果を検証すること。

　（２）職務経験・実績を積むことにより、性別に関わりなく昇進の機会が平等に与えられるよう取り組んだ上での均等・公正な機会の確保を徹底し、男女間の賃金格差の解消や待遇改善に努めること。

　（３）人事評価制度において、産休や育児休暇・休業の取得によってマイナス評価や不利益を被ることがないよう周知を行うこと。

　（４）第５次男女平等基本計画で掲げる2025年までに男性の育児休業取得率30％の目標達成にむけて、地方公務員においても育児休業の取得向上にむけたさらなる環境整備と意識の醸成をはかること。

　（５）非正規労働者の均等待遇・処遇改善にむけた施策を推進すること。

４．ワーク・ライフ・バランス社会の実現

　（１）改正地方公務員育児休業法を受けて、男性職員の育児休業、育児参加のための休暇等、介護休暇取得の促進にむけた環境を整備すること。また、先進事例の集約、情報提供など対策を講じること。

　（２）仕事と治療の両立に向け、不妊治療休暇を取得しやすい環境のさらなる整備と制度の拡充、意識の醸成をはかること。

５．ハラスメントの防止にむけて

　（１）セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶にむけて、職場・地域における対策の充実をはかること。

　（２）ＬＧＢＴＱ＋についての理解を深めるための啓発を行うことに加え、性的指向や性自認に関する差別・ハラスメントの防止策を講ずること。また、同性カップルが不利益を被ることがないようパートナーシップ条例の制定を促進すること。

６．女性に対するあらゆる暴力の根絶

　　ＤＶ被害など一定の支援が必要な女性に対する相談窓口、一時避難、就労支援などの措置を拡充すること。また、それらの課題に対応できる人材の育成・研修を充実させること。

７．地域における女性の権利向上

　（１）学校や職場、地域社会におけるリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する知識の普及に努めること。

　（２）「男女平等参画センター」など地域の男女平等推進機能を担う機関について、職員の配置をはじめ、一層の機能充実をはかること。

８．政治分野における男女平等の実現にむけて

　（１）政治分野における男女共同参画推進法の趣旨を踏まえて、啓発活動や環境整備など必要な施策を講じること。

　（２）各市区町村が設置する公的審議会、各種行政委員会等への女性の登用を目標設定に基づいて進め、当面の最低目標値を30％とし、達成後は50％をめざすこと。

９．選択的夫婦別姓制度の導入

　　実現を求める世論に応えて選択的夫婦別姓制度の導入にむけ、国に働きかけること。

以上